

特許権取得経費助成

申請期間 令和4年10月3日(月)～令和4年10月31日(月)
午後5時必着

助成額 最大 **20万円**

※対象経費の2/3以内で上限20万円となります。
※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

対象者

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は品川区内に事業所を有していること。
 - (2) 品川区で引続き1年以上事業を営んでいること
 - (3) みなし大企業にあたらないこと
 - (4) 法人事業税・都民税(個人の場合は住民税)を滞納していないこと 等
- ※上記以外にも要件がございます。詳細は、募集要項にてご確認ください。

対象知的財産権 特許権

対象経費

国内における特許権の新規取得に要する弁理士費用、特許庁費用(出願料、審査請求料、審判請求料、特許料、登録料)のうち、令和4年4月から令和5年3月までの期間に支払が完了するもの

- ※弁理士費用のうち源泉徴収所得税、先行調査経費については、助成対象外経費となります。
- ※知的財産権の維持費は助成対象外となります。
- ※知的財産権のうち、商標権・意匠権・実用新案権に係る費用は対象外経費となります。
- ※特許協力条約(PCT:Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願に係る経費は対象外となります。ただし日本国内に移行し、国内特許出願に係る経費は対象経費となります。
- ※新製品・新技術開発費助成、ソフトウェア開発費助成の助成対象となった案件で助成対象経費として申請している知的財産権導入費用については助成対象外となります。

助成金額

対象経費の2/3以内かつ上限20万円

- ※同一会社から複数の申請があった場合、1社につき上限20万円の助成となります。
- ※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

申請方法

「品川区中小企業支援サイト」内の、助成金申請ポータルサイトよりお申込みください。なお、オンライン申請の際には、事業者名・住所・助成対象経費等の必要事項を入力のほか、以下の書類をアップロードいただきます。

- (1) 競争力強化支援事業実施計画書(区指定様式)
- (2) 助成対象経費の支払および支払日を証する請求書、領収書等の書類
※出願前の申請の場合は、経費内訳が明確にわかる見積書等を必ず提出してください
- (3) (法人) 履歴事項全部証明書 ※3ヵ月以内に発行のものに限る
(個人) 開業届
- (4) (法人) 法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書
(個人) 個人事業税納税証明書および住民税納税証明書(居住地用と事業所用)

※(1)の書類は、品川区中小企業支援サイトよりダウンロードが可能です。

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)

※助成金交付決定後、実績報告をしていただき、助成金額の確定を行います。その際、下記の書類が必要です。(申請時に支払いまで全て完了している場合は、申請後そのまま実績報告まで行っていただきます)

- ① 取得する知的財産権に関する資料(特許庁への申請書、受領書等)
- ② 経費支払が確認できる書類(原則請求書・領収書の2点。)

【お問い合わせ】 ※上記はあくまで概要です。必ず「品川区中小企業支援サイト」内の募集要項をご確認ください。

品川区 商業・ものづくり課 中小企業支援係 TEL 5498-6340
FAX 5498-6338